

熊本市就学援助規則の一部改正について

熊本市就学援助規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市就学援助規則の一部を改正する規則

熊本市就学援助規則（平成 2 7 年教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「翌学年」を「翌年度」に改め、「政令第 3 4 0 号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「小学校及び」を「小学校又は」に改める。

第 3 条第 1 項中「有する者」を「有するもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、入学予定者の保護者等にあつては、第 2 号に該当する者に限る。

第 3 条第 1 項第 2 号イ中「法律第 2 6 6 号）第 2 9 5 条第 1 項に基づく」を「法律第 2 2 6 号）第 2 9 5 条第 1 項の規定により」に、「3 2 3 条に基づく」を「第 3 2 3 条に規定する」に、「基づく個人」を「規定する個人」に、「第 3 6 7 条に基づく」を「第 3 6 7 条に規定する」に改め、同号エ中「基づく」を「規定する」に改め、同号カ中「第 2 条に基づく生活福祉資金の貸付」を「第 2 条第 2 項第 7 号に規定する社会福祉事業による資金の融通」に改め、同項第 3 号中「認めた」を「認める」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 委員会は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める教育委員会と協議の上、就学援助を行うことができる。

- (1) 本市に住所を有しない保護者等であって、その児童生徒が熊本市立小中学校に在学しているもの 当該保護者等の住所の所在する市町村の教育委員会
- (2) 本市に住所を有する保護者等であって、令第9条第1項の届出を行い、その児童又は生徒（それぞれ法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）を本市の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させているもの 令第9条第2項の承諾を与えた教育委員会

第6条第1項中「に必要な書類を添えて、」を「を」に改め、同項ただし書中「被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。)」を「要保護者」に改め、同条第2項中「に必要な書類を添えて」を「を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類若しくはこれらに準ずる書類又はこれらの写しを添付しなければならない。ただし、第7号に定める理由書については、原本に限る。

- (1) 第3条第1項第2号アに該当する場合 保護の停止又は廃止の決定通知書
- (2) 第3条第1項第2号イに該当する場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める書類
  - ア 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されない者 市町村民税の課税の証明書
  - イ 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免の決定を受けた者 市町村民税の減免の決定通知書
  - ウ 地方税法第72条の62に規定する個人の事業税の減免の決定を受けた者 個人の事業税の減免の決定通知書
  - エ 地方税法第367条に規定する固定資産税の減免の決定を受けた者 固定資産税の減免の決定通知書
- (3) 第3条第1項第2号ウに該当する場合 国民年金保険料の免除の決定通知書
- (4) 第3条第1項第2号エに該当する場合 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予の決定通知書
- (5) 第3条第1項第2号オに該当する場合 児童扶養手当に関する証書
- (6) 第3条第1項第2号カに該当する場合 社会福祉事業による資金の融通の決定通知書
- (7) 第3条第1項第3号に該当する場合 理由書及び次に掲げるいずれかの書類

ア 世帯全員の申請日が属する年の前年の所得が確認できる市町村民税の課税の証明書、確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。）又は源泉徴収票（同法第226条第1項に規定する源泉徴収票をいう。）

イ 雇用保険被保険者離職票（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第7条第2項の雇用保険被保険者離職票をいう。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、経済的理由によって就学困難であることを証明できるもの

第7条の見出しを「(認定)」に改め、同条本文を次のように改める。

委員会は、前条の規定による申請書の提出（以下「申請」という。）があった場合において、申請者が第3条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助の認定をし、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を経由して、その旨を申請者に通知するものとする。

第8条を次のように改める。

（対象期間）

第8条 児童生徒の保護者等（第3条第2項の規定により就学援助を受ける者を含む。）の就学援助の対象となる期間は、申請があった日から当該年度の末日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日から当該年度の末日までとする。

(1) 申請があった日が就学援助を受けようとする年度の前年度に属する場合 当該申請があった日の属する年度の翌年度の初日

(2) 第3条第1項第2号又は第3号に該当することとなった日から1月以内（当該期間が2年度にわたる場合は、当該期間の初日の属する年度の末日まで）に申請があった場合 当該該当することとなった日

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が入学に際して通常必要とする学用品等に係る金銭の支給に関する入学予定者の保護者等への就学援助は、教育長が別に定める時期に行うこととする。

第9条第1項中「おいて、」の次に「第7条の規定による」を加え、「認定者」を「被認定者」に改め、同条第3項中「認定者」を「被認定者」に改める。

第10条及び第12条中「認定者」を「被認定者」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定（同条第 1 項第 2 号に係る部分に限る。）は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### （提出理由）

就学援助の対象となる期間を見直す等のため所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教委規則第 6 号）第 1 条第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市就学援助規則（平成27年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>熊本市就学援助規則（平成27年教委規則第10号） （定義） 第2条（同右） （1）～（4）（同右） （5）入学予定者 本市の設置する小学校又は国立小学校へ<u>翌年度</u>の初めから就学する予定の者であって、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。<u>以下「令」という。</u>）第2条の規定により作成した学齢簿に記載されているもの及び本市の設置する中学校、国立中学校又は熊本県立中学校等（以下この号において「指定中学校」という。）へ<u>翌年度</u>の初めから就学する予定の者であって、指定中学校へ就学する年度の前の年度に本市の設置する<u>小学校又は</u>国立小学校に在籍するものをいう。 （対象者） 第3条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、児童生徒又は入学予定者の保護者等であって本市に住所を<u>有するもの</u>のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。<u>ただし、入学予定者の保護者等にあつては、第2号に該当する者に限る。</u> （1）（同右） （2）（同右） ア（同右） イ 地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第295条第1項の規定により市町村民税が課されない者、同法第323条に規定する市町村民税の</u></p>	<p>熊本市就学援助規則（平成27年教委規則第10号） （定義） 第2条（略） （1）～（4）（略） （5）入学予定者 本市の設置する小学校又は国立小学校へ<u>翌学年</u>の初めから就学する予定の者であって、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号_____）第2条の規定により作成した学齢簿に記載されているもの及び本市の設置する中学校、国立中学校又は熊本県立中学校等（以下この号において「指定中学校」という。）へ<u>翌学年</u>の初めから就学する予定の者であって、指定中学校へ就学する年度の前の年度に本市の設置する<u>小学校及び</u>国立小学校に在籍するものをいう。 （対象者） 第3条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、児童生徒又は入学予定者の保護者等であって本市に住所を<u>有する者</u>のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。 _____ （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。） （2）前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者 ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者 イ 地方税法（昭和25年法律第266号）<u>第295条第1項に基づく</u> _____市町村民税が課されない者、同法<u>第323条に基づく</u>市町村民税の</p>

減免、同法第72条の62に規定する個人の事業税の減免又は同法第367条に規定する固定資産税の減免の決定を受けた者

ウ (同右)

エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に規定する保険料の減免又は徴収の猶予の決定を受けた者

オ (同右)

カ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業による資金の融通を受けた者

(3) 前2号に定めるもののほか、就学援助が必要であると委員会が認める者

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める教育委員会と協議の上、就学援助を行うことができる。

(1) 本市に住所を有しない保護者等であって、その児童生徒が熊本市立小中学校に在学しているもの 当該保護者等の住所の所在する市町村の教育委員会

(2) 本市に住所を有する保護者等であって、令第9条第1項の届出を行い、その児童又は生徒(それぞれ法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。)を本市の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させているもの 令第9条第2項の承諾を与えた教育委員会

減免、同法第72条の62に基づく個人の事業税の減免又は同法第367条に基づく固定資産税の減免の決定を受けた者

ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条に基づく国民年金保険料の全額免除、同法第90条の2第1項に基づく国民年金保険料の4分の3免除又は同法第90条の2第2項に基づく国民年金保険料の半額免除の決定を受けた者

エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予の決定を受けた者

オ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給の決定を受けた者

カ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に基づく生活福祉資金の貸付を受けた者

(3) 前2号に定めるもののほか、就学援助が必要であると委員会が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有しない保護者等であって、その児童生徒又は入学予定者が熊本市立小中学校又は国立小中学校に在学しており、かつ、当該保護者等が前項各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、その住所の所在する市町村の教育委員会との協議の上、就学援助を行うことができる。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助申請書(以下「申請書」という。)を \_\_\_\_\_ を経由して、委員会に提出しなければならない。ただし、**要保護者** \_\_\_\_\_ については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者等は、就学する日の属する年度の前の年度に申請書を \_\_\_\_\_ 就学する予定の学校の校長を経由して、委員会に提出しなければならない。

3 **前2項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類若しくはこれらに準ずる書類又はこれらの写しを添付しなければならない。ただし、第7号に定める理由書については、原本に限る。**

(1) **第3条第1項第2号アに該当する場合 保護の停止又は廃止の決定通知書**

(2) **第3条第1項第2号イに該当する場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める書類**

**ア 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されない者 市町村民税の課税の証明書**

**イ 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免の決定を受けた者 市町村民税の減免の決定通知書**

**ウ 地方税法第72条の62に規定する個人の事業税の減免の決定を受けた者 個人の事業税の減免の決定通知書**

**エ 地方税法第367条に規定する固定資産税の減免の決定を受けた者 固定資産税の減免の決定通知書**

(3) **第3条第1項第2号ウに該当する場合 国民年金保険料の免除の決定通知書**

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助申請書(以下「申請書」という。)に**必要な書類を添えて**、児童生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、委員会に提出しなければならない。ただし、**被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。)**については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者等は、就学する日の属する年度の前の年度に申請書に**必要な書類を添えて**、就学する予定の学校の校長を経由して、委員会に提出しなければならない。

【新規】

(4) 第3条第1項第2号エに該当する場合 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予の決定通知書

(5) 第3条第1項第2号オに該当する場合 児童扶養手当に関する証書

(6) 第3条第1項第2号カに該当する場合 社会福祉事業による資金の融通の決定通知書

(7) 第3条第1項第3号に該当する場合 理由書及び次に掲げるいずれかの書類

ア 世帯全員の申請日が属する年の前年の所得が確認できる市町村民税の課税の証明書、確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。）又は源泉徴収票（同法第226条第1項に規定する源泉徴収票をいう。）

イ 雇用保険被保険者離職票（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第7条第2項の雇用保険被保険者離職票をいう。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、経済的理由によって就学困難であることを証明できるもの

（認定）

第7条 委員会は、前条の規定による申請書の提出（以下「申請」という。）があった場合において、申請者が第3条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助の認定をし、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を経由して、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、本市の設置する小学校及び国立小学校の入学予定者については、委員会から申請者に通知するものとする。

（対象期間）

第8条 児童生徒の保護者等（第3条第2項の規定により就学援助を受ける者を含む。）の就学援助の対象となる期間は、申請があった日から当該年度の末日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日か

（審査）

第7条 委員会は、前条各項の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を経由して、申請者に通知するものとする。ただし、本市の設置する小学校及び国立小学校の入学予定者については、委員会から申請者に通知するものとする。

（対象期間）

第8条 就学援助の対象となる期間は、委員会がその支給を認定した日から当該年度の末日までとする。ただし、入学予定者の保護者等にあつては、委員会が入学予定者の新入学児童生徒学用品費の支給を認定した日から当該認定

ら当該年度の末日までとする。

(1) 申請があった日が就学援助を受けようとする年度の前年度に属する場合 当該申請があった日の属する年度の翌年度の初日

(2) 第3条第1項第2号又は第3号に該当することとなった日から1月以内（当該期間が2年度にわたる場合は、当該期間の初日の属する年度の末日まで）に申請があった場合 当該該当することとなった日

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が入学に際して通常必要とする学用品等に係る金銭の支給に関する入学予定者の保護者等への就学援助は、教育長が別に定める時期に行うこととする。

（支給額の基準及び支給方法）

第9条 就学援助は、予算の範囲内において、第7条の規定による就学援助の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対して支給する。

2 （同右）

3 就学援助は、被認定者に対し、金銭又は現物を支給する方法により行う。この場合において、被認定者は、教育長が別に定める方法により、就学援助に係る請求その他の手続を校長等に委任するものとする。

4 （同右）

（変更の届出等）

第10条 被認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請の内容に変更が生じたときは、校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

（就学援助の返還）

第12条 委員会は、次に掲げるときは、被認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。

(1)～(4) （同右）

をした日の属する年度の次の年度の学年の末日までとする。

（支給額の基準及び支給方法）

第9条 就学援助は、予算の範囲内において、\_\_\_\_\_就学援助の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対して支給する。

2 （略）

3 就学援助は、認定者に対し、金銭又は現物を支給する方法により行う。この場合において、認定者は、教育長が別に定める方法により、就学援助に係る請求その他の手続を校長等に委任するものとする。

4 （略）

（変更の届出等）

第10条 認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請の内容に変更が生じたときは、校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

（就学援助の返還）

第12条 委員会は、次に掲げるときは、認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。

(1)～(4) （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定（同条第 1 項第 2 号に係る部分に限る。）は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。